

運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

- 1 趣旨規定から「当分の間の措置として」の文言を削る。
(運輸事業の振興の助成に関する法律第一条関係)
- 2 運輸事業の振興の助成に関する法律は令和十三年三月三十一日限りその効力を失うものとする規定を設けないこととする。
(運輸事業の振興の助成に関する法律附則第二項関係)
- 3 運輸事業振興助成交付金については、その増額が図られるよう、この法律の施行後一年を目途として、関係事業者の団体、関係労働者の団体その他の関係者の意見を踏まえて検討が加えられ、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。
(改正法附則第二項関係)
- 4 その他所要の規定の整理を行う。